



市民と協働し本市に合う図書館の在り方を考えないか

畑井 陽子

●これからの図書館と指定管理者制度について

Q 令和4年1月に設置された「あやせの図書館を考える会」の目的と開催状況は。

A 多様なニーズがある図書館の在り方を市民とともに考え、市民参加の図書館づくりを進めるため設置したもので、現在まで3回開催した。

Q 指定管理者制度は、行政の意思が反映しにくく、教育機関としての働きに主体性がなくなり、図書館運営にそぐわないという意見もある。現状の評価と今後の方針は。

A 開館日数の増加や配本サービスの充実などにより、市民サービス向上に大きく寄与できたと評価し、5年度以降も同制度を導入したい。

Q 図書館の老朽化に伴い新しい図書館像が模索されているが、今後を考える上で市民が関われる場はあるか。

A 事業の企画運営にあたっては、市民との協働・共創の取り組みを引き続き進めていく。図書館の将来像を具現化する際にも、市民の意見や提案を広く聞いていきたい。

●広報の在り方について

Q 市民へ情報発信する際は、情報により新たな発信媒体を選ぶ必要がある。庁内ですムーズに活用できるような運用指針などを見直さないか。

A 今後、新たな媒体の利用を検討していく中で、適切な見直しを図っていく。



綾瀬市型小中一貫教育のこれまでの成果と課題は

創政会 古市 正

●綾瀬市型小中一貫教育と学校運営協議会(コミュニティスクール)について

Q 綾瀬市型小中一貫教育の現在までの成果と課題は。

A 教職員同士の連携を密にし、支援方法などの共通化も図られたが、全庁的な取り組みにまで結びついておらず、保護者や地域の方々へ十分な周知に至っていない点が課題として挙げられる。

Q 令和4年度から市内小・中学校に学校運営協議会が設置され、コミュニティスクールとなったが、各校での熟議内容をホームページで共有しないか。

A コミュニティスクールでの協議内容は会議録を作成し、公開するとしており、現在、公開準備をしている。

●本市の中学卒業生に対するサポートについて

Q 青少年相談室に高校中退を防ぐため、専用窓口を設け、中学卒業生を対象に学習支援を始めないか。

A 市内の高等学校などに相談カードを配布するといったさまざまな取り組みを実施している。今後、学習支援への相談窓口の設置について、調査、研究していきたい。

●公園再整備について

Q 公園トイレの洋式化を早急に願いたい。進捗は。

A 令和4年度末で6公園が洋式化となり、8年度までに全てが完了の予定である。



マイナンバーカードの普及促進に向けた取り組みは

公明党 内山 恵子

●マイナンバーカードの普及・利活用の促進について

Q マイナンバーカードの普及は、利便性の高いデジタル社会の基盤づくりに欠かせないが、本市の交付状況は。

A 令和4年8月末現在の交付件数は4万1909件、交付率は49.61%である。

Q マイナンバーカードの普及に向けた今までの取り組み内容は。また、今後の新たな普及方法の考えは。

A 職員やブースを増やし、土・日曜日開庁のほか、ホームページや広報へ掲載するとともに、確定申告会場でのリーフレットの配布を行っている。また、今後は出生や転入手続きの際にリーフレットを

用いた案内などを行いたい。

Q マイナンバーカードの普及や利活用の促進に向けた、庁内連携の現状は。

A カード取得促進の必要性を全庁的に共有し、取得率向上に取り組んでいる。全庁でカードの利活用を検討することで、より一層の普及・利活用促進につながると考える。

Q 生活保護受給者のマイナンバーカード取得状況の把握と、マイナポイントの収入認定への対応は。

A 国の通知により、保護申請時やケースワーカーが各家庭を訪問した際に取得状況を確認し、各サービスの概要も案内している。ポイントは、収入として認定していない。

可能となる。市はこの制度をどのように考えているか。

A JGAPの認証によって、市場での競争力や付加価値による経営戦略への活用が想定される。今後、制度の啓発からはじめ、実施にあたり必要な支援などを市内の農家や農業関係者と一緒に調査、研究をしていきたい。



10月3日、公用車として購入した電気自動車が市役所に納車されました



ミサイルの脅威に対する国民保護計画の取り組みは

創政会 笠間 昇

●中国や北朝鮮からのミサイル攻撃に備えよう

Q 中国や北朝鮮がミサイル発射の軍事訓練を実施する現状において、有事に備える必要がある。市国民保護計画で定められた本市の責務と取り組みや、今後の方針、国や県が主催する合同訓練に参加しないか。

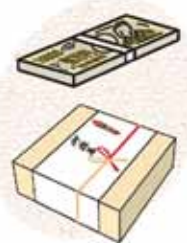
A 計画には、住民、他の関係機関と協力、連携し、国民を守るための措置を実施する責務が規定されている。大規模震災を想定した訓練に取り

公職選挙法による禁止行為

◆議員の寄付禁止

◆議員への寄付勧誘・要求の禁止

議員が市民に対し、お金や物を贈ることは、公職選挙法で禁止されています。また、市民が議員に対し寄付を求めることも禁止されています。



◆時候のあいさつ状などの禁止

議員は市民に対し、答礼のための自筆によるものを除き、暑中見舞状、年賀状などの時候のあいさつ状(電報なども含まれます)を出すことは禁止されています。



これらに違反すると罰せられます。市民の皆さんのご理解とご協力をお願いします。



市の鳥「カワセミ」